特別障害者手当をご存じですか

重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を要する 20 歳以上 の方に支給します。

ただし、病院(老健施設含む)に3か月以上入院している人や特別養護 老人ホーム等の施設入所者には支給されません。

- ※ 障害者手帳の有無は問いません。(診断書により判定します。)
- ※ 要介護4~5程度で該当する場合があります。 (介護度とは別の基準で判定します。)
- ※ 所得制限があります。
- 〇対 象 者:次の<u>いずれか</u>にあてはまる人(詳しくはお問い合わせください。)
 - (ア)おおむね、重度の障害が2つ以上ある人
 - (イ)重度の肢体不自由(寝たきり等)で、日常生活動作が1人 ではほとんどできない人
 - (ウ)絶対安静の症状が永く続いている人
 - (工)重度の精神障害や知的障害のため、食事・用便・会話 等の日常生活能力がほとんどない人
- ○支 給 額:27,980円(月額)<<p>○本 (2月、5月、8月、11月の各10日に、3か月分まとめて口座振込)
- ○申請に必要なもの:・請求書・診断書・対象者の通帳等(様式等は、本庁障害福祉課、各支所福祉課・保健福祉課にあります。)
- ○申請の受付:本庁障害福祉課、各支所福祉課・保健福祉課
- ○問い合わせ先:障害福祉課216-1273 谷山福祉部福祉課269-8472 鹿児島市ホームページにも掲載しています。

鹿児島市 特別障害者手当

検索

